

拡大型指名競争入札の公表

平成26年 8月 7日

契約責任者 東日本高速道路株式会社
北海道支社 支社長 小島 治雄

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

工事の名称	道央自動車道 札幌料金所磁気カード方式料金収受機械更新工事
工事場所	北海道室蘭市崎守町（室蘭管理事務所）～北海道滝川市東滝川（滝川料金所） 北海道千歳市中央（千歳東料金所）～北海道河東郡音更町（帯広管理事務所）
工事種別	交通情報設備工事
工事概要	本件工事は、北海道支社管内料金所のうち磁気カード方式区間において、老朽化に伴う機器更新及び砂川スマートIC機器新設工事を行うものである。
工期	契約保証取得の日の翌日から300日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

指名競争入札 実施理由	本件工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第6条第3項-②-ウ)に該当するため、 拡大型指名競争入札とする。
指名通知の日	平成26年8月7日
指名業者数	2者
指名基準	<p>(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第16号）」第6条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 指名通知の日において、東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）における「平成25・26年度工事競争参加資格審査」において、「交通情報設備工事」の認定を受けていること。</p> <p>(3) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」に基づき、「地域1」において競争参加資格停止を受けていないこと。</p> <p>(4) 指名通知の日において、警察当局からの排除要請がある者でないこと。</p> <p>(5) 平成24・25年度に完成したNEXCO 東日本の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点（請負工事等成績評定要領第3条第3項に規定する評定表の成績評定点合計をいう。以下、「成績評定」という。）を各年度ごとに平均したとき、その平均点が両年度ともに（2年連続して）65点未満となる者でないこと。</p> <p>(6) 平成16年度以降に元請として完成及び引渡しを完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。</p> <p>同種工事 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)及び旧日本道路公団が導入している「磁気カード方式料金収受機械システム」に関する機器の納入から設置（試験調整含む）まで実施した工事 （当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工実績として認める。） ただし、次のイ)またはロ)に該当する工事は施工実績として認めない。 イ)NEXCO 東日本または旧日本道路公団の工事については、成績評定が65点未満の工事 ロ)国、地方公共団体等の工事においては、成績評定が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p>

3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項

非指名者の競争参加	<p>非指名者のうち下記①又は②に該当し、かつ③及び④に該当する者は本件競争入札に参加することができる</p> <p>① NEXCO 東日本の「平成25・26年度工事競争参加資格審査」の有資格者のうち、審査基準日（競争参加資格確認申請書の提出期限の日）までにおいて記2.「指名基準」(1)から(2)、(4)から(6)をすべて満たす者。 ただし、(6)においては下記③に該当することで満たしていることとする。</p> <p>② NEXCO 東日本の「平成25・26年度工事競争参加資格審査」の無資格者のうち、審査基準日までにおいて記2.「指名基準」の(1)、(4)から(6)を満たす者。 ただし、(6)においては下記③に該当することで満たしていることとする。</p> <p>③ 「磁気カード方式料金収受システム」（機器間インターフェース、各システム構成機器）におけるプログラム著作権及び特許権等の排他的権利を有する者またはこれら排他的権</p>
-----------	---

	<p>利を有する者から本件工事の遂行に必要な権利の使用許諾を得た者で、機器の納入から設置（試験調整含む）が可能なる者。</p> <p>④ 審査基準日において、次に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を、本件工事に専任で配置できる者であること。なお、専任を要する期間は次のa)からd)に掲げる期間を除いて工事現場が稼動（準備工事期間含む）している期間とする。</p> <p>a) 工期開始の日から着工日までの期間</p> <p>b) しゅん功届を提出後、しゅん功検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間</p> <p>c) 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間</p> <p>d) 磁気カード方式料金収受機械の製作期間であって、かつ工事現場が不稼動である期間</p> <p>1) 専任の主任技術者または監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ3ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。</p> <p>なお、競争参加資格確認申請書の作成に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合も直接的かつ恒常的な雇用関係（以下「技術者の直接的かつ恒常的な関係の特例措置」という。）にあると認めるものとする。</p> <p>a) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付、国総建第155号）</p> <p>b) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」（平成14年4月16日付、国総建第97号）</p> <p>c) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（平成15年1月22日付、国総建第335号）</p>
<p>契約図書の配布方法等</p>	<p>配布期間：平成26年8月7日（木）から9月9日（火）まで</p> <p>配布方法：NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること</p> <p>※標準契約書(案)【施設工事契約書】を使用すること、入札者に対する指示書【郵送入札】版を使用すること、共通仕様書【平成26年7月電気通信工事共通仕様書】を使用すること、金抜設計書、特記仕様書、その他は、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること</p> <p>(標準契約書案、入札者に対する指示書、共通仕様書)</p> <p>⇒ http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</p> <p>(拡大型指名競争入札の事前公表(本書)、金抜設計書、特記仕様書、その他)</p> <p>⇒ http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</p>
<p>競争参加に必要な手続き</p>	<p>(1) 競争参加資格申請書の作成及び提出（記3.「非指名者の競争参加」①、②の者ともに必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成方法：配布する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり ・提出期限：平成26年9月9日（火）午後4時00分 ・提出場所：本件工事の契約担当部署 NEXCO 東日本 北海道支社 調達契約課 (住所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5-12-30 (TEL) 011-896-5777 ・提出方法：書留郵便または信書便（提出期限内に必着のこと） <p>(2) 「東日本高速道路株式会社の平成25・26年度工事競争参加資格審査」申請書の作成及び提出（記3.「非指名業者の競争参加」②の者のみ必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成方法：当社ホームページ『競争参加資格審査のご案内』参照 ⇒ http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/ ・提出期限：平成26年9月9日（火）午後4時00分 ・提出場所：NEXCO 東日本 本社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 (住所) 〒100-8979 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング17階 (TEL) 03-3506-0214 ・提出方法：事前に一度電話連絡の上、書留郵便または信書便でのみ受付 〔宛名面に「緊急認定」と記載すること。〕
<p>競争参加資格確認申請書の作成</p>	<p>(1) 配置予定技術者が記3.「非指名者の競争参加」④1)に示す、技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の特例措置に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。</p> <p>①建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合</p> <p>営業譲渡の契約上定められている譲渡の日または出向先企業が会社分割の登記をした日から記3.「競争参加に必要な手続き」(1)に示す提出期限の日までの期間が3年以内であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面 2) 出向元企業の建設業の廃業届 3) 当該建設業の許可の取消通知書または当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報もしくは公報 4) 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡または会社分割についての関係を示す書面 <p>② 持株会社の子会社が置く技術者の場合</p>

	<p>1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面</p> <p>2) 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年6月8日建設省告示第1461号）附則6の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面</p> <p>③ 親会社及びその連結子会社との間の出向社員に係る技術者の場合</p> <p>1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面</p> <p>2) 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面</p> <p>3) 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社との関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から記3.「競争参加に必要な手続き」(1)に示す提出期間の日までの期間が1年以内であること。</p> <p>(2) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条第4項第六号に関し、貴社が排除要請等の対象法人でないことを証明するため、入札者に対する指示書内の「暴力団排除に関する誓約書」（指示書様式4-1、4-2）を申請書とともに提出すること。</p> <p>(3) 入札者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。</p>
競争参加に必要な条件	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。(上記3.「非指名者の競争参加」①、②の者ともに必要)</p> <p>競争参加資格確認結果通知予定日：平成26年9月29日（月）</p> <p>(2) 開札日までに、「東日本高速道路株式会社の平成25・26年度工事競争参加資格審査」において、「交通情報設備工事」に認定されている者であること。(上記3.「非指名者の競争参加」②の者のみ必要)</p> <p>※ ①、②の者ともに、審査基準日から落札者決定の日までの間にNEXCO東日本から「地域1」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。</p>

4. 入札・開札に関する事項

入札・開札執行	<p>(1) 入札書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出期限：平成26年10月7日（火）午後4時00分 ・ 提出場所：NEXCO東日本 北海道支社 調達契約課 （住所）〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5-12-30 （TEL）011-896-5777 ・ 提出方法：書留郵便または信書便（提出期限内に必着のこと） ・ 書類の作成：入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成または準備し、提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 入札書：入札者に対する指示書[12]を参照のこと ② 工事費内訳書（書面及びCD-R）：入札者に対する指示書[13]を参照のこと 表紙は様式6のとおり ③ 総合評定値通知書（経審）の写し：入札者に対する指示書[14]を参照のこと ④ 暴力団排除に関する誓約書（入札者に対する指示書様式4-1・4-2） ※ただし、指名者に限る <p>(2) 開札</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開札日時：平成26年10月8日（水）午後2時00分 ・ 開札場所：NEXCO東日本 北海道支社 会議室 <p>(3) 開札への立ち会いのない場合の取扱いについて</p> <p>開札への立ち会いのない入札者がした入札についても有効として取扱う。ただし、再度入札へ移行する場合には、当該入札者は再度入札を辞退したものとみなす。</p> <p>(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。</p> <p>(5) 低入札価格調査</p> <p>(イ) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。</p> <p>また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。</p> <p>(ロ) 低入札価格調査等については入札者に対する指示書[25]を参照のこと。</p>
---------	---

注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、本書面を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができます。

5. その他に関する事項

<p>入札に参加しようとする者との資本または人的関係</p>	<p>拡大型指名競争入札の事前公表日から落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>(1) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、この(1)資本関係の記載中において同じ。)又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ① 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この(1)資本関係の記載中において同じ。)と子会社の関係にある場合 ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>(2) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ① 一方の会社の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下この(2)人的関係の記載中において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(以下に掲げる定義に該当するものをいう。)を現に兼ねている場合</p> <p>【役員】 イ) 会社の代表権を有する取締役(代表取締役) ロ) 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。) ハ) 委員会等設置会社における執行役員又は代表執行役員</p> <p>【管財人】 イ) 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
<p>質問の受付</p>	<p>質問の受付</p> <p>(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。 ① 受付期間：平成26年8月7日(木)から平成26年9月26日(金)午後4時00分まで ② 受付場所：NEXCO 東日本 北海道支社 調達契約課 ③ 受付方法：質問書面(様式自由)を持参、書留郵便または信書便(受付期間内必着のこと)により提出すること</p> <p>(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。 ① 回答予定日：質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内(行政機関の休日を含まない。) ② 回答方法：質問者に対し書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の「備考欄」に掲載し閲覧に供する。 ⇒ http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ ③ 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。 ⇒ http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 入札前価格交渉の有無 無 (2) 履行保証 必要…入札者に対する指示書[29]を参照のこと (3) 契約書の作成 必要…入札者に対する指示書[30]を参照のこと なお、作成方法については、落札者と協議する</p> <p>(4) 支払条件 ・ 前払金 有：請負契約書第34条第1項に基づき前金払の請求をすることができる。 ※ただし、請負代金がNEXCO 東日本の契約事務処理要領第281条の規定を満たさない場合はこの限りではない。 ・ 部分払 有：請負契約書第37条第1項に基づき部分払の請求をすることができる。</p> <p>(5) 単品スライド条項の適用：請負契約書第25条第5項について適用する。</p>

競争参加資格確認申請書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄

殿

仕入先コード ※1

郵便番号

住所

会社等名

役職等

氏名

印

担当者
TEL
FAX
E-mail

平成 26 年 8 月 7 日付けで拡大型指名競争入札の公表のありました道央自動車道 札幌料金所磁気カード方式料金収受機械更新工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の拡大型指名競争入札の公表において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。
なお、同条第 4 項第六号に関しては、入札者に対する指示書内の「暴力団排除に関する誓約書」により、排除要請等の対象法人でないことを証明します。
- ・当社は、上記工事の入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係のある者ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

「磁気カード方式料金収受システム」(機器間インターフェース、各システム構成機器)にお

1. るプログラム著作権及び特許権等の排他的権利を有する者またはこれら排他的権利を有する者から本件工事の遂行に必要な権利の使用承諾を証する書類
2. 暴力団排除に関する誓約書 (指示書様式 4-1)
3. 暴力団排除に関する誓約書 : 役員等名簿一覧 (指示書様式 4-2)

以上

※1) 「仕入先コード」の欄には、有資格者名簿に記載の10桁のコード番号を記入してください。

工事費内訳書の提出について

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄 殿

郵便番号

住所

会社名

代表者

印

工事名) 道央自動車道 札幌料金所磁気カード方式料金収受機械更新工事

提出書類

- ・ 工事費内訳書

《単価表等の提出に係る留意事項》

- ① 本件工事の第 1 回目の入札に際して、入札者に対する指示書[13]に規定する工事費内訳書の提出を求める。
- ② 提出された工事費内訳書を確認し、入札者に対する指示書[13]④に該当し、適正な見積が行われていないと判断される場合には、当該入札を無効とすることがある。
- ③ 必要に応じて、提出された工事費内訳書のヒアリングを求めることがある(入札者に対する指示書[13]を参照のこと)。

様式 8

競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄 殿

提出者) 郵便番号
住所
電話番号
会社名
代表者

印

平成 26 年 8 月 7 日付けで通知された、道央自動車道 札幌料金所磁気カード方式料金収受機械更新工事に係る技術資料についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名
2. 当該案件の公表日
3. 疑問内容

以 上

再苦情申立書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇—〇〇〇〇 県 市 町 〇〇

TEL

商号又は名称

代表者名

2 再苦情申立ての対象となる工事名

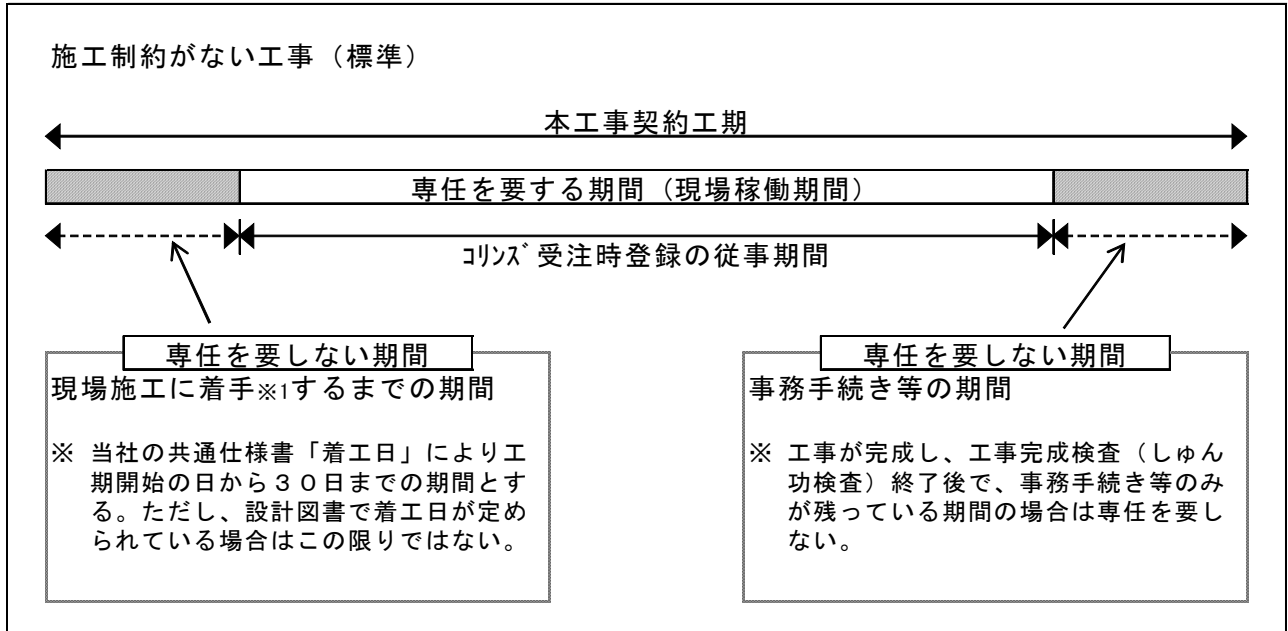
工事名 道央自動車道 札幌料金所磁気カード方式料金収受機械更新工事

3 不服のある事項

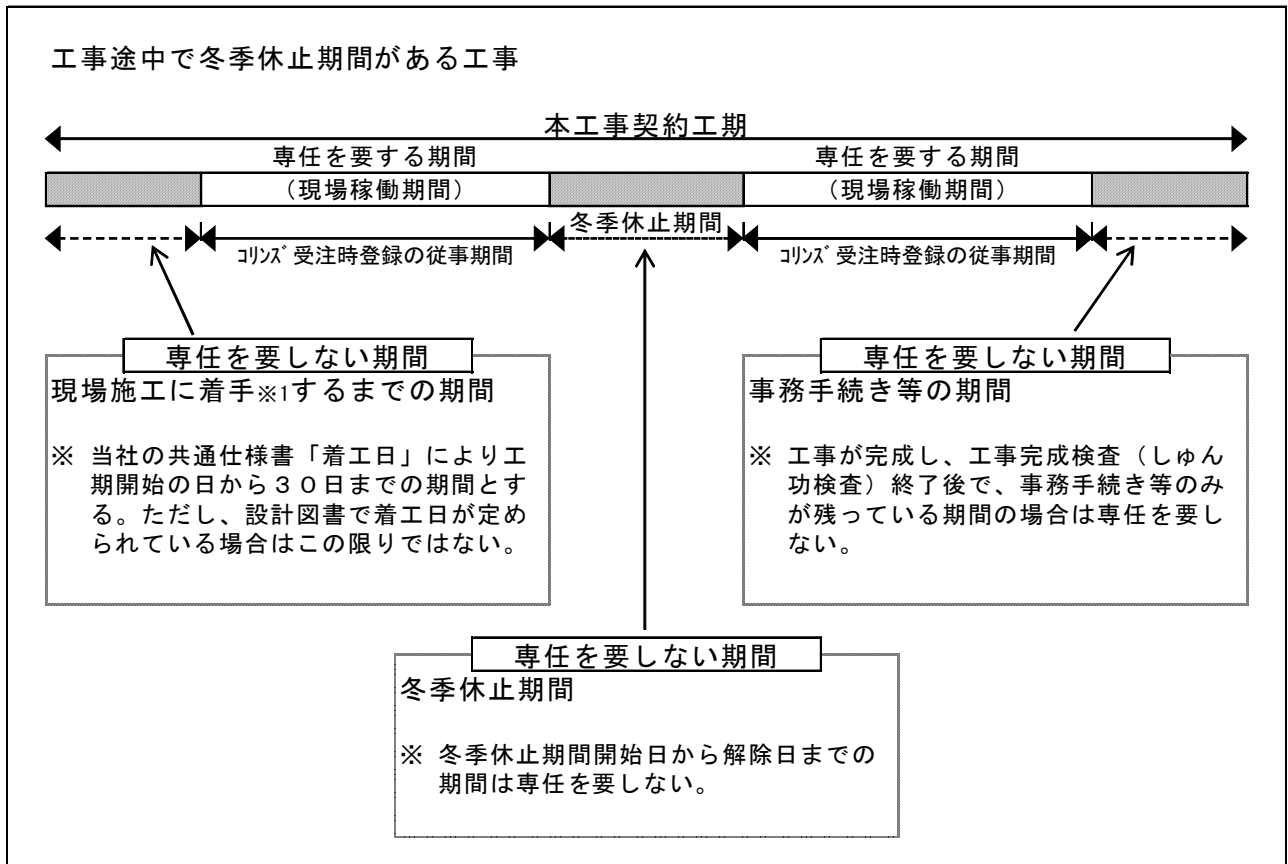
4 3の主張の根拠となる事項

※1「現場施工に着手」とは
受注者が工事の施工のため現地に事務所等の建設又は
測量等（準備工含む）を開始することをいう。
（共通仕様書1-12 着工日）

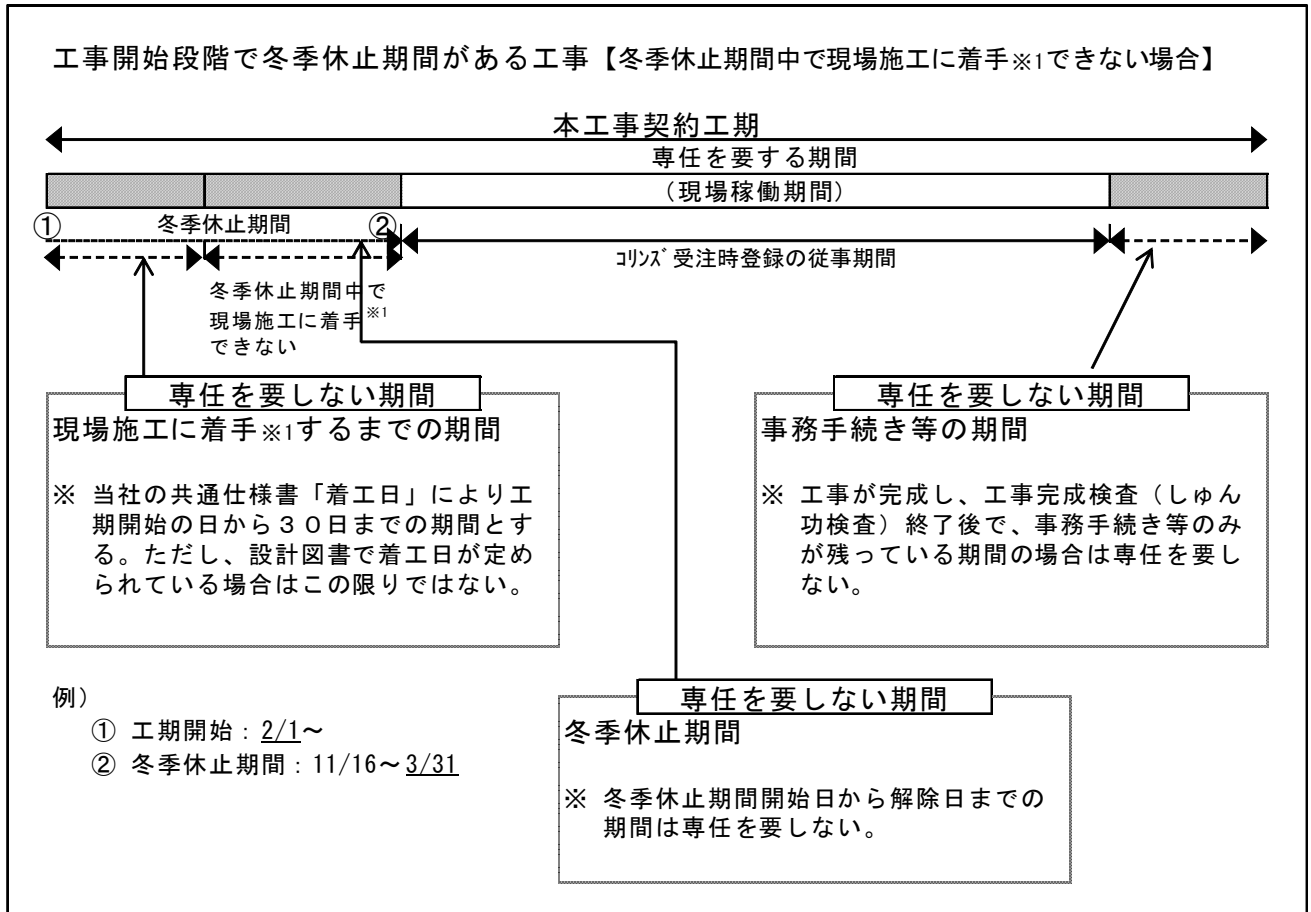
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方①



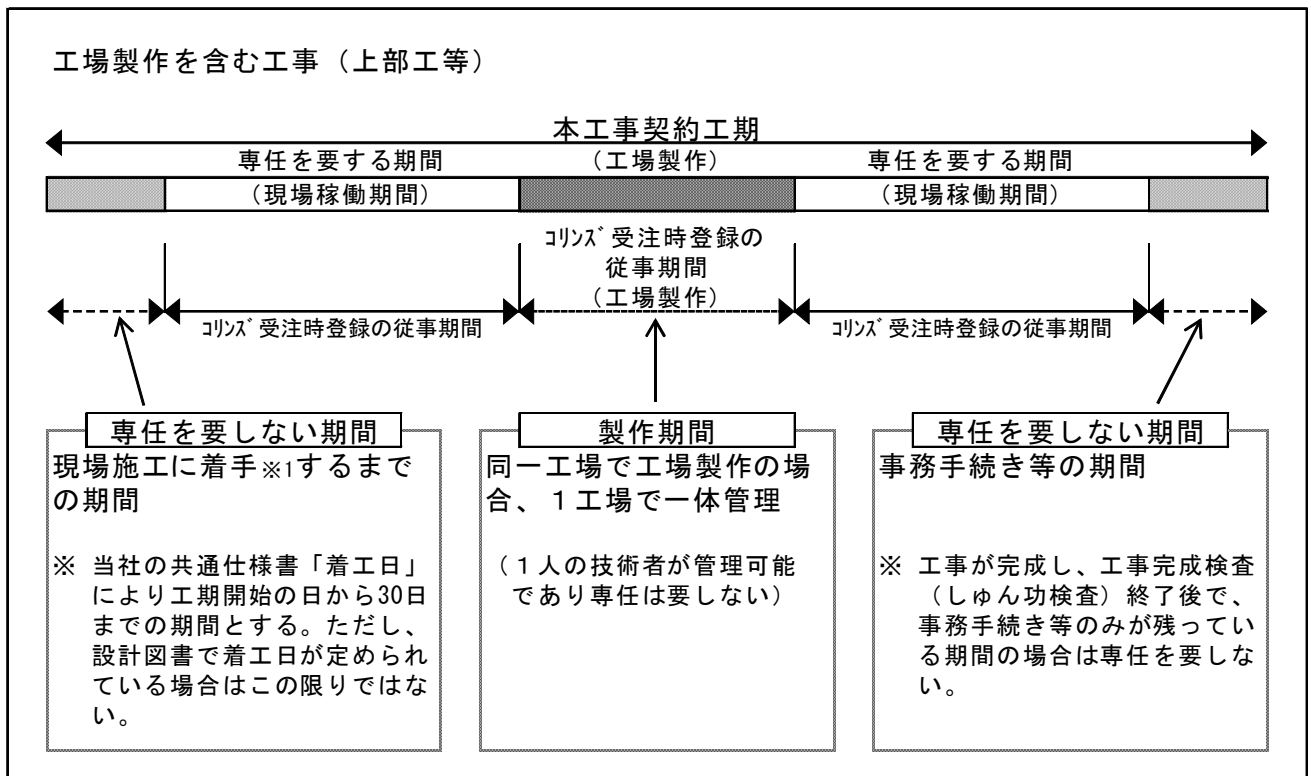
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方②- 1



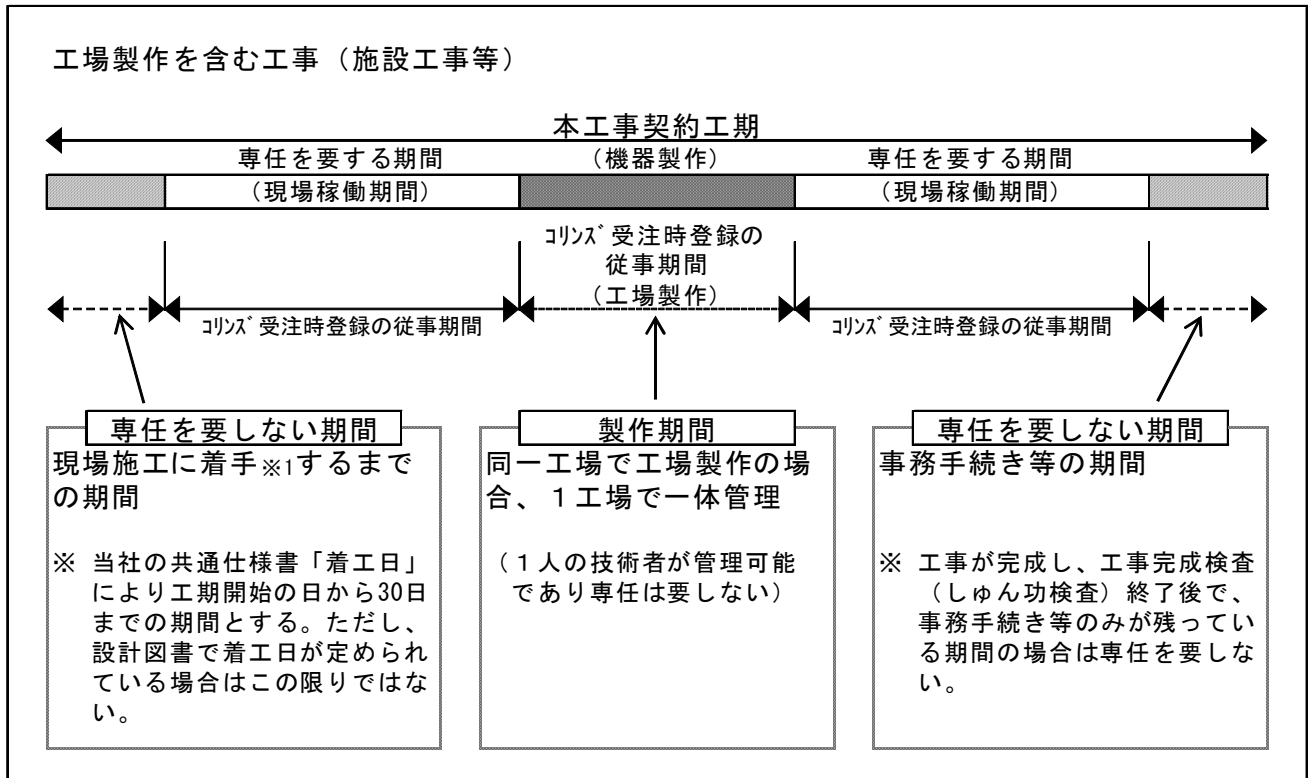
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方②-2



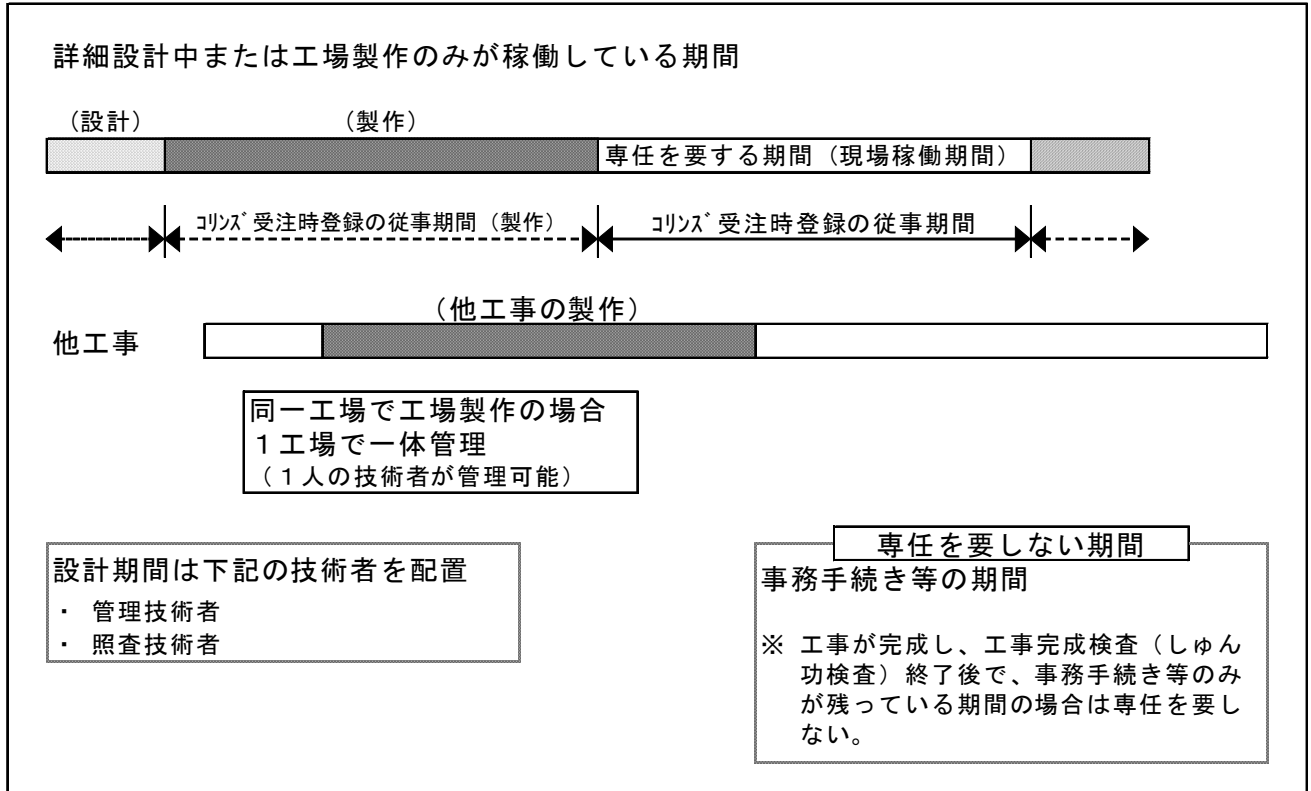
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方③



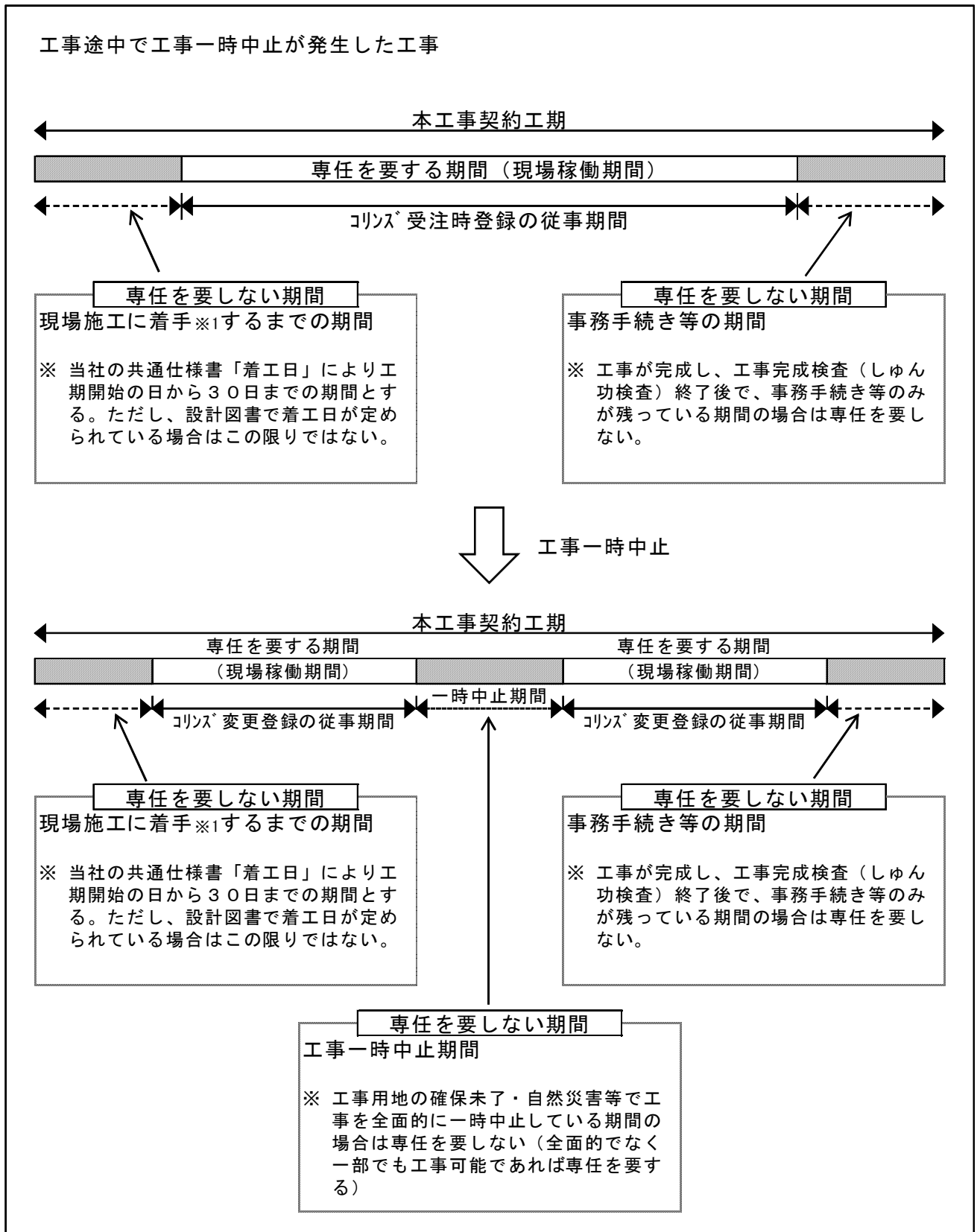
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方④



配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方⑤



配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方⑥



配置予定技術者の工事経験における従事期間の考え方

当該工事の契約工期		競争参加資格	技術評価の対象
現場代理人等 100%		あり	現場代理人等
現場代理人等 50%		あり	現場代理人等
現場代理人等 60%	担当技術者 40%	あり	現場代理人等
現場代理人等 40%	担当技術者 60%	あり	担当技術者
現場代理人等 40%	担当技術者 30%	あり	担当技術者
担当技術者 50%		あり	担当技術者
現場代理人等 40%		なし	—
担当技術者 40%		なし	—
現場代理人等 30%	担当 15%	なし	—

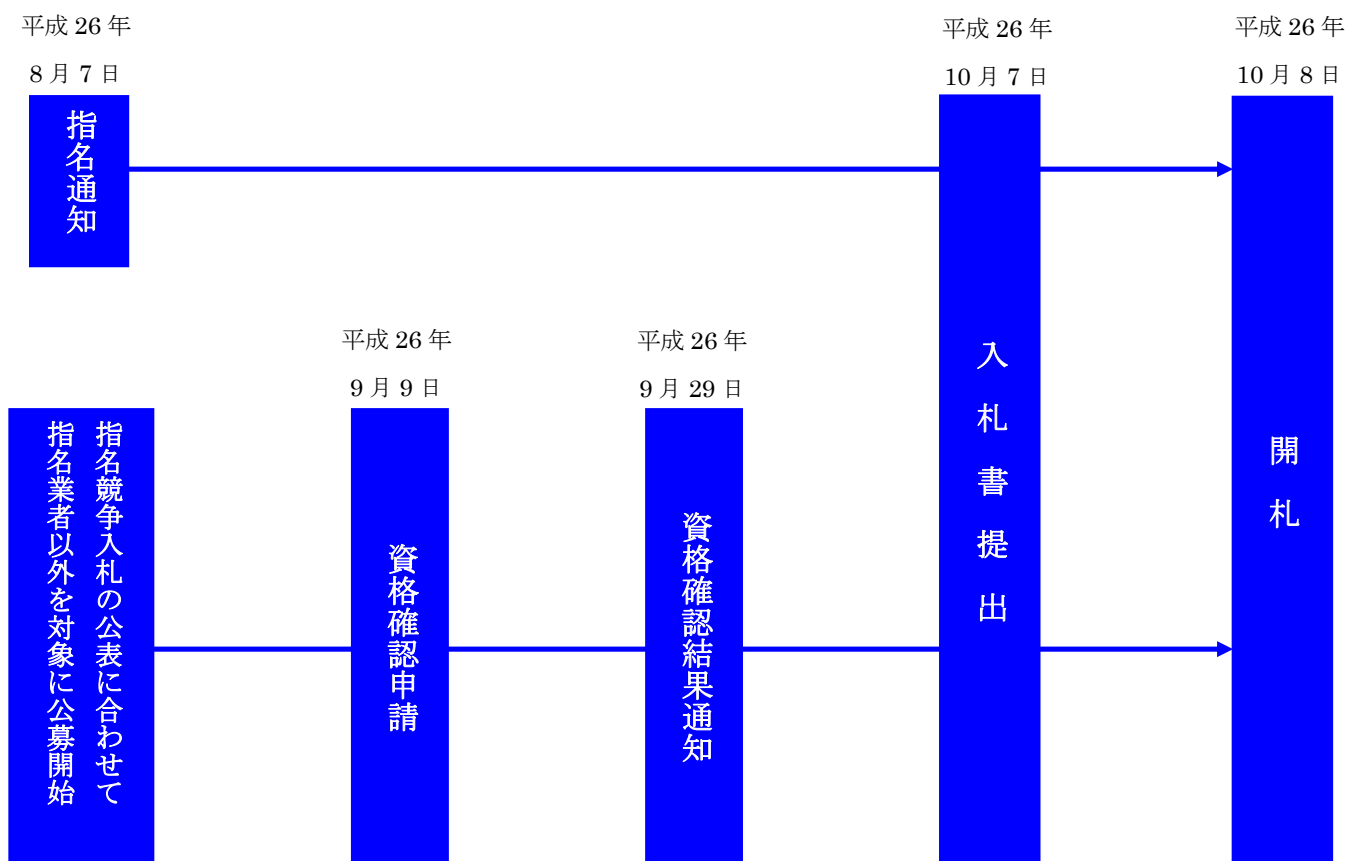
※「現場代理人等」とは、現場代理人、主任技術者または監理技術者での従事をいう。
 ※ 設計、製作、冬季休止がある場合は、その期間は工期及び従事期間から除く。

拡大型指名競争入札方式について

○ 概要及び目的

公募を併用した指名競争入札方式であり、一般競争入札で入札公告により競争参加希望者を募集しても希望者が極めて少なく十分な競争が確保されない場合や指名競争入札を行った際に参加者の多くが辞退し、有効な入札を行った者が1者のみとなって指名競争入札が競争不成立となる場合などに対応するため、指名競争入札により有資格業者を指名して確実な競争参加を確保するとともに、一般競争入札と同様、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、更なる競争性の拡大を期待した制度です。

○ 手続きの流れ



※なお、平成25・26年度競争参加資格の無資格者は、開札の日までに必要な工種にかかる資格の認定を受ける必要があります。